

令和5年4月1日

一宮市公平委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市公平委員会
委員長 大野 秀司

一宮市公平委規則第2号

一宮市公平委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
一宮市公平委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成12年一宮市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<u>一宮市個人情報保護条例(平成12年一宮市条例第3号)第33条</u> の規定に基づき一宮市公平委員会が定める事項については、 <u>一宮市長の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成12年一宮市規則第52号)</u> の規定を準用する。	<u>一宮市個人情報保護法施行条例(令和4年一宮市条例第37号)第8条</u> の規定に基づき一宮市公平委員会が定める事項については、 <u>一宮市長の保有する個人情報の保護等に関する規則(令和4年一宮市規則第30号)</u> の規定を準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。